

亀山市告示第171号

亀山市民間保育所一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年10月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所一時預かり事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱

第1条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第2条第1項中「民間保育所」を「民間保育所等」に、「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により国、三重県及び市以外の者が設置した保育所」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設（国、三重県及び市が設置したものを除く。）及び同条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所」に改め、同条第2項中「保育所」を「民間保育所等」に、「法第6条の2第7項」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項」に改める。

第3条中「亀山市民間保育所一時預かり事業補助金」を「亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金」に改める。

第5条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第6条の見出し中「一時預かり事業実施施設状況調書」を「一時預かり事業実施施設状況調書等」に改め、同条中「民間保育所」を「民間保育所等」に、「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童福祉法施行規則第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業を対象として補助金の交付決定を受けた民間保育所等は、一時預かり事業利用児童数調（様式第2号）により各月毎の実績を翌月5日までに市長に報告しなければならない。

別記様式中「保育所名」を「保育所等名称」に、

「

保育士	左のうち 専任職員の数
() 人	() 人

を

」

「

従業者数	のうち保育士及 び幼稚園教諭普通 免許所有者数	のうち専任職員 の数
() 人	() 人	() 人

に改め、

」

同様式を様式第1号とし、様式に次の1様式を加える。

保育所等名称 _____

平成27年度 一時預かり利用児童数調 (幼稚園型)

()月

要件	日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																															
		曜																															
		休日																															
幼稚園在籍園児	①																																
	長																																
	②																																
幼稚園在籍園児	③																																
	長																																
	④																																
幼稚園在籍園児以外	①	(ア)																															
		(イ)																															
	②	(ア)																															
		(イ)																															
	③	(ア)																															
		(イ)																															
計	①																																
	②																																
	③																																

注1 「幼稚園在籍園児」の利用者数は、亀山市で支給認定を受けている方のみ計上してください。

注2 休日欄には、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に開所した場合 をお願いします。ただし、長期休業期間の平日(職員が通常出勤する日)及び休日に通常開所して当該事業を実施する場合は「平日」となります。

※注3 「長」欄は、平日において4時間/日(教育課程時間との合計が8時間まで)、休日において8時間/日を1時間以上超える利用者がいた場合、こちらへ人数をご記入ください。(「長」に該当しない利用者とは別でカウントしてください。)

※注4 幼稚園在籍園児以外の利用について、(ア)欄へは8時間以下の利用児童数を、(イ)欄へは8時間を超える利用児童数をご記入ください。なお、幼稚園型にて少数の在園児以外を受け入れる場合も、職員配置・設備・面積の等の基準を満たすよう留意してください。また、在園児以外を広く受け入れる場合は一般型の事業実施となります。

【要件】

- ① 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、預かりが必要となる児童
- ② 保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に預かりが必要となる児童
- ③ 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に預かりが必要となる児童

●利用料収入 _____ 円 (※下記市外支給認定者分は含まない)

●亀山市外支給認定児童延べ利用人数(平日利用の在籍園児分のみ、月合計)

① _____ 市 人 ② _____ 市 人

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 27 年度分の補助金の交付から適用する。